

## 小・中学校における文化部活動の指針

### 1 小・中学校における文化部活動の意義と留意点

学校教育の一環として行われる文化部活動は、児童生徒の自主的・自発的な参加により行われ、異年齢との交流の中で、児童生徒同士や教員と児童生徒等の人間関係の構築を図ったり、児童生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高い。また、児童生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。文化部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の児童生徒によって行われる活動であることから、児童生徒の自主性・自発性を尊重する必要がある。また、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意する必要がある。

文化部の活動の意義が十分発揮されるよう、児童生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、児童生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、児童生徒の現在及び将来の生活を見渡ししながら、児童生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、児童生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

### 2 学校における活動方針等

- (1) 文化部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育の一環として校長を中心とした責任体制の下、学校の活動方針に沿って行う。
- (2) 活動方針は、上記の意義を踏まえつつ、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る文化部活動の方針」及び各学校の教育目標、学校規模、地域の特色を生かして設定されるべきであり、次の事項に配慮する。
  - ア 児童生徒が豊かな学校生活を送りながら人格的に成長していくという文化部活動の基本的意義を踏まえ、児童生徒の主体性や個性を尊重し、豊かな心や創造性の涵養を目指すよう努める。
  - イ 技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、児童生徒が参加しやすいような多様なレベルや児童生徒の多様なニーズに応じて、一人一人が自己実現できるような指導に努める。
  - ウ 児童生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する観点から、練習日数や1日当たりの練習時間、休養日の適切な設定を行う。
  - エ 活動等の実施については、児童生徒の安全確保を最優先し、適切な対応を行う。
- (3) 各学校においては、学校の設置者が策定する「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、「学校の文化部活動に係る活動方針」を毎年度、策定する。
- (4) 各文化部活動顧問は、「学校の文化部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (5) 活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表すること

で、保護者に理解を得ながら連携協力して活動を進める。

### 3 部の位置付けと設置

文化部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び活動方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。

また、部の設置にあたっては、児童生徒の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう適正な数の文化部活動を設置する。

### 4 顧問等

各部の顧問は、自校の教職員（部活動指導員を含む。）をもって充てる。部活動指導員のみで顧問を構成する部においては、教諭等を担当に充てる。

なお、安全上特に専門的な指導が必要な部については、適切な人材を顧問として配置する。

また、校長は、教職員以外に外部の指導者を求める場合、指導者の人格が児童生徒に与える影響の大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である文化部活動の意義に対する理解と指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱する。

### 5 顧問の指導

顧問は、文化部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員等と連携協力し、指導する。

また、肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導をしっかりと区別する。

### 6 校内委員会の設置

教職員、保護者、地域の方々等で構成した校内委員会を設置し、適正な文化部活動の推進を図るために、会議や研修会を実施する。

### 7 芸術文化関係団体との連携

地域や学校の実態に応じて、社会教育施設、文化施設等の活用、芸術文化関係団体、社会教育関係団体等との連携を図り、文化部活動の充実につなげる。

### 8 経費

文化部活動の経費については、必要かつ最小限度にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行う。

### 9 練習等

活動日、活動時間については、校長の承認の下、顧問が作成した計画に基づいて行う。

#### (1) 練習日（中学校）

ア 1週間の活動日は、5日以内とし、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上の計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。

- イ 土曜日、日曜日、祝日に活動する必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長からみて無理のない範囲で活動し、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保する。
- ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、児童生徒に十分な休養を与える。
- エ 定期試験前後の一定期間等、学校全体で定められた共通の休養日又は活動時間の制限については、その意義を踏まえ、確実に実施する。

(2) 活動時間（中学校）

- ア 平日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。
- イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- ウ 冬季は日没が早いため、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

(1) 練習日（小学校）

- ア 1週間の活動日は、4日以内を原則とする。
- イ 土曜日、日曜日、祝日は、原則として活動しない（毎月第1日曜は完全休養日とする）。活動する必要がある場合は、児童のバランスのとれた心身の発達からみて無理のない範囲で活動し、休養日を確保する。
- ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、まとまった休養日を設け、児童に十分な休養を与える。

(2) 活動時間（小学校）

- 活動時間は、児童の疲労を考え、早く始め、短時間で行うとともに、指導内容を十分工夫する。
- ア 活動時間は、2時間以内を原則とする。
  - イ 児童が安全に帰宅できるよう終了時刻に配慮する。

(3) 児童生徒の安全確保

活動の実施に当たっては、児童生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により児童生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期を行うこととする。

また、大会等への参加についても同様とする。

## 10 大会等及び地域の行事、催し等への参加

顧問は、事前に、大会等及び地域の行事、催し等名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は、学校教育の一環という判断の下、次の(1)及び(2)の大会等及び地域の行事、催し等について参加を承認する。

- (1) 児童生徒が参加する大会開催地域及び大会数は、県内における参加を基本とし、県大会への参加は各種団体等が主催する大会3回程度とする。
- (2) このほかの大会等の参加については、学校の設置者が定める大会等及び地域の行事、催し等数の範囲内とする。したがって、校長は、学校の設置者が定める大会等や地域の行事、催し等数の上限となる目安等を参考に、

児童生徒や文化部活動顧問の過度な負担とならないよう、各部活動が参加する大会等を精査する。

#### 10 大会等への参加（小学校）

顧問は、事前に、大会等名、主催者、大会期日、会場、引率者等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

校長は学校教育の一環という判断の下、学校の設置者が定める各学校の文化部が参加する大会等（地域の行事、催し等を含む）数の上限の目安等を踏まえ、児童の教育上の意義や、児童や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査し、参加を承認する。